

# 五條市産業振興促進計画

令和 2 年 2 月 20 日作成  
奈良県五條市

## 1 総論

### (1) 計画策定の趣旨

五條市は、紀伊半島のほぼ中心に位置し、奈良、伊勢、大阪、和歌山・高野、十津川・熊野などの各方面と街道を通して古くから多くの人々や文化の往来を育んできた。広域的な幹線道路として、国道 24 号、168 号、310 号、370 号が通るほか、京都・奈良・和歌山を結ぶ京奈和自動車道が一部供用されている。鉄道は、JR 和歌山線により大阪市、奈良市、和歌山市の各方面へと結ばれている。

本市の産業構造としては、特産品である柿を主とした第 1 次産業の就業者割合が 59.4%と最も高く、第 2 次産業が 25.0%、続く第 3 次産業が 15.7%となっている。

地域の雇用動向としては、男性は農業、建設業、製造業が多く、女性は農業、製造業、卸売業・小売業が多くみられる。

しかし、本市では県平均を上回るペースで高齢化が進むとともに、過疎化が進む地域が存在し、多くの地域で商店街の衰退や耕作放棄地の増加などにより、産業の縮小も懸念されている。

本市の将来像・基本理念は『「五條」ひと・みちが交わり、新たな価値が生まれるまち』としており、古くから五つの街道が交わることで栄えてきた本市の歴史を踏まえ、今後は様々な産業分野や各種社会資源等の交わりにより地域に新たな価値を見出し、複合的な発展を目指している。

具体的には半島税制の適用拡大による設備投資の活発化やその他の支援措置の活用等によって地域活性化の核となる産業の振興を図り、地域経済の好循環を実現するとともに、経済活性化による雇用者数や移住人口の増加を図る。

このため、平成 27 年に本市の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成 27 年施行の改正半島振興法（半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号。以下「法」という。）第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限が到来することに伴い、新たに計画を作成するものである。

## (2) 前計画の評価

### ア 前計画における取組及び目標

本市が平成 27 年に認定された五條市産業振興促進計画（平成 27 年度～平成 31 年度。以下、「前計画」という。）の期間においては、次のような取組及び目標を設定していた。

#### 【産業振興を推進しようとする取組】

##### 〈市〉

- ・ 振興対象業種に対する租税特別措置の活用促進
- ・ 五條市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例による設備投資や新規地元雇用等に対する奨励金の交付

##### 〈県〉

- ・ 地方税（県税）の不均一課税の周知及び活用
- ・ 設備投資や新規地元雇用等に対する補助金の交付

##### 〈関係団体等〉

- ・ 農業分野 生産から販売を円滑に運ぶための支援、担い手の確保・育成
- ・ 商工分野 人材育成の実施、経営改善指導、異業種交流の促進等
- ・ 観光分野 PR活動の強化、農家と旅館業の連携の促進、農業体験等を組み込んだ観光プランの作成検討等

#### 【目標】

業種	新規設備投資数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	10	100
旅館業	2	
情報サービス業等	2	
農林水産物等販売業	2	

## イ 目標の達成状況等

前計画の期間においては、業種によって振興具合に差があり、令和元年末時点で次のような達成状況となった。

【達成状況】 ※件数、人数は租税特別措置を適用した数値		
業種	新規設備投資数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	20	189
旅館業	1	6
情報サービス業等	0	0
農林水産物等販売業	1	0

【成果及び課題】

- ・製造業においては、新規設備投資数及び新規雇用者数の目標を大きく上回り達成したが、他の業種にも活用されるよう周知を徹底する必要がある。
- ・各業種の振興に向けては、個別事業の推進に留まらず、産業分野間相互連携の仕組みを模索し、産業・経済の総合的な活性化を図ることが求められる。

## ウ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本市は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくこととする。

- ・税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進
- ・産業分野間連携に係る仕組みの構築の検討
- ・地域資源を活用した地域ブランドの確立を視野に入れ、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業の振興に繋げる。

## 2 計画の区域

本計画の区域は、法第 2 条の規定により半島振興対策実施地域として指定された紀伊地域における五條市全域とする。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 4 計画区域の産業の現状及び課題

五條市の就業者数は減少が続いていたが、平成22年以降はほぼ横ばいとなっている。割合をみると第3次産業が微増、第2次産業が微減傾向にある。

特に第1次産業の就業者割合が高く、第3次産業が低くなっている。

製造品の出荷については平成24年から平成25年にかけてやや減少しているが、その後増加に転じている。また、農業産出額としては年による増減は見られるものの、100億円前後で推移している。

計画区域における産業の現状及び課題については次のとおり。

#### ○製造業

本市の工業は、平成29年において、事業所数が184事業所、従業者数が3,252人になっている。集成材・一般建築材・割り箸等の木材関連、自動車関連機器等の機械金属製品や、プラスチック製品等の化学関連、衣類肌着等の繊維関連、ダンボール製品等の紙業関連、食品関連が主なものである。

製造品出荷額は平成24年の711億円から平成25年に704億円に減少したものの、工業団地への企業誘致が進み、平成29年には793億円に増加している。

#### ○農業・農林水産物等販売業関係

本市の農業は、平成27年において農家数が1,877戸、経営耕地面積が1,880haとなっている。

農家数は昭和60年以降で減少が続いている。経営耕地面積では田が減少しているものの、畑及び樹園地が増加する傾向にあり、全体では幾分の増減を繰り返し、おおむね横ばい傾向にある。

販売業関係においては、本市の柿の収穫量は市町村単位で生産量日本一であり、そのブランド力を生かした販売も展開し、柿をはじめとした果実類の販売額が本市全体の農業算出額の約6割を占めている。

一方で、農業生産全体で見ると、傾斜地や小規模な圃場も数多く、高コ

ストな生産となっていることが課題となっている。

#### ○旅館業

平成 16 年に「大峯奥駈道」を含む「紀伊山地の霊場と参詣道」がユネスコの世界文化遺産に登録、平成 22 年には五條新町地区が文部科学省文化庁から全国で 88 番目の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されたことを受け、観光客が増加傾向にあったが、平成 23 年 9 月の紀伊半島大洪水により集客にも多大な影響を受けた。

この後の復興の動きとともに、国が進める地方創生の推進により、地域固有の各種資源の価値を見直し、官民連携によりその活用を進め、観光産業を中心とした各種産業振興を目指している。

なお、五條市内の主な観光施設やイベント等の入込客数は、増減はあるものの平成 26 年から平成 30 年で平均 37 万人程度で概ね横ばい状態となっていることから、今後は市内の観光資源のみならず、広域的視野を持ち周辺地域の観光資源との連携が課題となっている。

#### ○情報サービス業等

平成 29 年事業所・企業統計調査では、データセンターやインターネット付随サービス業のような情報サービス業などは市内にないが、今後働き方改革や、東京一極集中の是正が進むと、本市のような自然環境豊かな地方への企業拠点の移転等も予想される。

### 5 計画区域において振興すべき業種

計画区域において産業振興の対象とする業種は、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等とする。

### 6 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

本市の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独又は連携して以下のとおり取組等を推進する。

## (1) 五條市

### ① 企業立地に係る助成制度

五條市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例に基づき、企業が新設、増設、移設を行ない、一定の要件を満たした場合に、助成金を交付する。地域産業の活性化、新たな雇用の場の創出、定住促進をめざす。

### ② 半島振興法による租税特別措置の活用の促進

本市は、全域が半島振興対策実施地域になっており、国税に係る工業機械等の割増償却を行う（5年間）。また、固定資産税の不均一課税措置を適用する（3年間）。

### ③ 事業者への周知啓発

上記①②の制度について、市ホームページなどの広報媒体を通じて周知啓発を行い、本市での企業活動が企業にとって優位であることを理解してもらおう。また、市内には閑静な住宅地と豊かな自然環境の中、職住一体型のくらしが可能な点をPRし、奈良県が主催する企業立地セミナー等にも参画し五條市のPRを行う。

### ④ 市内事業者間連携

地方創生推進事業において地域資源を活用した地域ブランドの確立を視野に入れ、各種の地域資源と市内事業者との組み合わせによる新規事業を進めるべく「地域商社」を設立する。

参画する事業者間の連携を図りながら、新規特産品開発、ネット販売、体験ツアー等を展開することで、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業の振興に繋げる。

## (2) 奈良県

### ① 半島振興法による租税特別措置の活用

本市は、全域が半島振興対策実施地域になっており、不動産取得税及び事業税の不均一課税措置を適用する。

### ② 地域未来投資促進法に基づく優遇制度

地域未来投資促進法に基づき、知事の承認を受けた「地域経済牽引事計画」に沿って行う事業のうち、国が先進性を確認した事業について、不動産取得税等の税制優遇が適用。

③ 設備投資・雇用促進・産業育成の補助金等

県では、工場や研究所等を設置した企業が設備投資や新規常用雇用等の一定要件を満たした場合、補助金を交付することで立地企業のイニシャルコストを軽減する。

④ 旅館業支援のための取組

県では、宿泊力を強化し、県経済の発展に資するために、宿泊施設の質、量ともに充実を図るため、以下のような支援を行う。

- ・ 宿泊施設の増・改築又は設備の設置を行おうとする県内の既存宿泊事業者の方のための「宿泊施設開業支援資金、設備整備支援資金」
- ・ 制度融資「宿泊施設育成支援資金」
- ・ 宿泊施設の創業・開業のための「創業支援資金(宿泊施設認定枠)」
- ・ 宿泊施設事業者の個別課題の改善を支援する「専門家派遣」
- ・ 宿泊施設誘致促進のための「税制優遇」

⑤ その他

県ホームページで掲載する半島税制をはじめとする税制優遇周知について、五條市ホームページとのリンクを行い、周知啓発の効果向上を図る。

(3) 商工会

商店の魅力づくりや経営基盤の強化のための、人材育成、経営改善指導を行う。

(4) 関係機関との連携

五條市商工会との連携により、企業に対し各種制度の活用を促進する。また、遊休地活用の視点から、土地所有者との連携を図り企業誘致活動を進める。

## 7 計画の目標

(1) 設備投資の活発化に関する目標 (令和2年度～令和6年度)

新規設備投資件数 (件)	30
--------------	----

(2) 雇用・人口に関する目標 (令和2年度～令和6年度)

新規雇用者数（人）	250
-----------	-----

（３）事業者向け周知に関する目標（毎年度）

①Web媒体等による情報発信	・市のWebサイトにおいて半島税制に関する周知ページを作成及び掲載し、関連ページへのアクセス数を500件以上目指す。市広報紙にて2回、確定申告時期等に合わせて情報発信を実施する。
②事業者への直接周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務及び企業誘致に係る部署の窓口で半島税制に関する周知資料を常設し、相談業者に対して口頭による制度説明及びチラシを提供する。</li> <li>・固定資産税等に係る納税通知書等を送付する際に、500件以上の事業所に対し半島税制の周知資料一式を同封する。</li> </ul>
③説明会の実施	工業団地や商工会の総会等の機会に制度の説明会を年1回以上開催する。

## 8 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する、施策等については、本市の最上位計画に位置付けられる「五條市ビジョン」の評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。

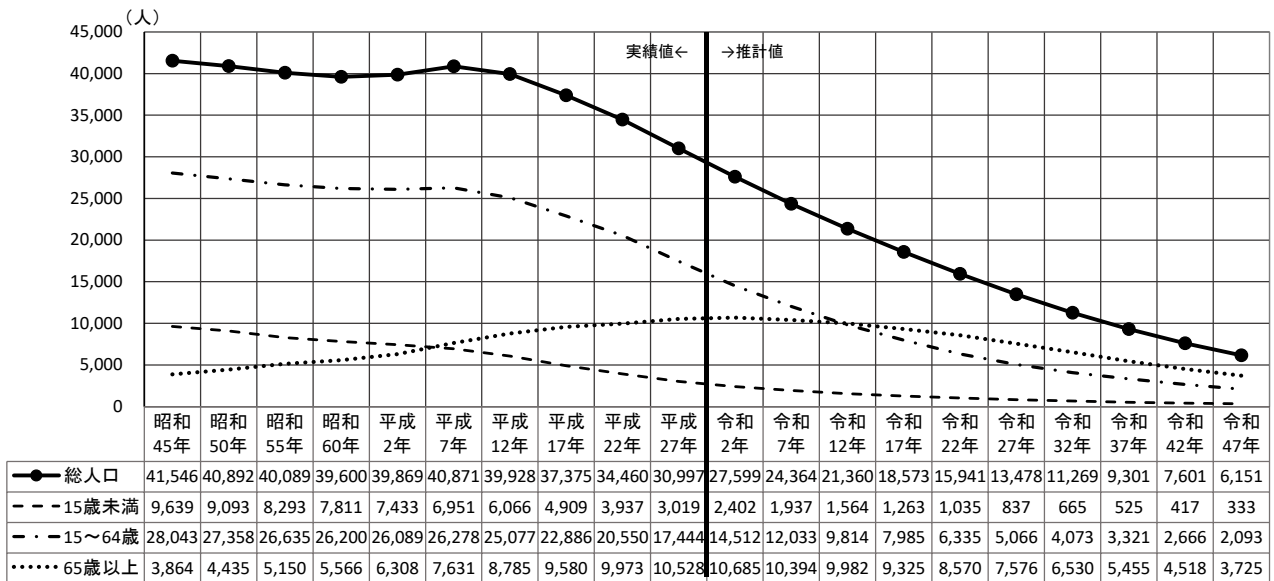
効果検証の結果については、次年度以降の施策等に反映させることとする。



## 9 参考データ等

### 人口の推移（総人口、年齢3区分別構成比）

#### 年齢3区分別人口の推移



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」  
年齢3区分別人口数の推移

※ 本資料の人口の出典である国勢調査は、住民登録とは関係なく現在市内に住んでいる人や世帯を対象に調査を行うため、住民登録の人口とは一致しない。

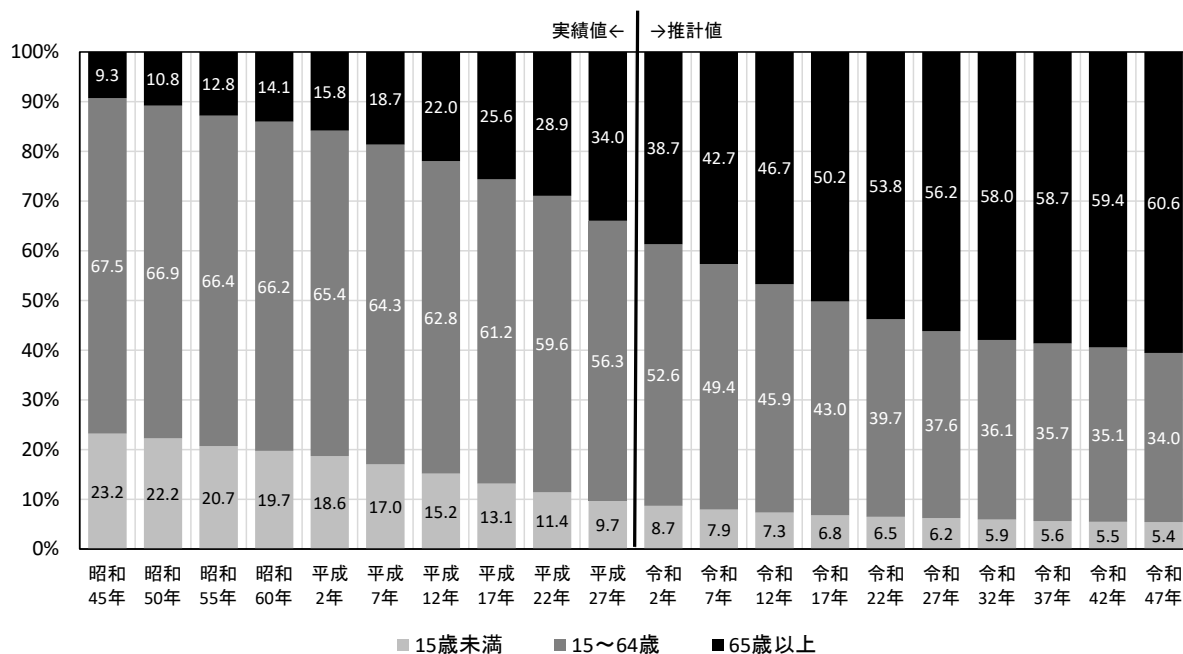
※ 平成12年以前のデータは、以降の合併に合わせて「五條市・西吉野村・大塔村」と合計したものの。

#### 人口増減率

	平成17年-22年 人口増減率	平成22年-27年 人口増減率
日本	0.23%	-0.75%
奈良県	-1.45%	-2.60%
五條市	-7.80%	-10.05%

出典：総務省「国勢調査」

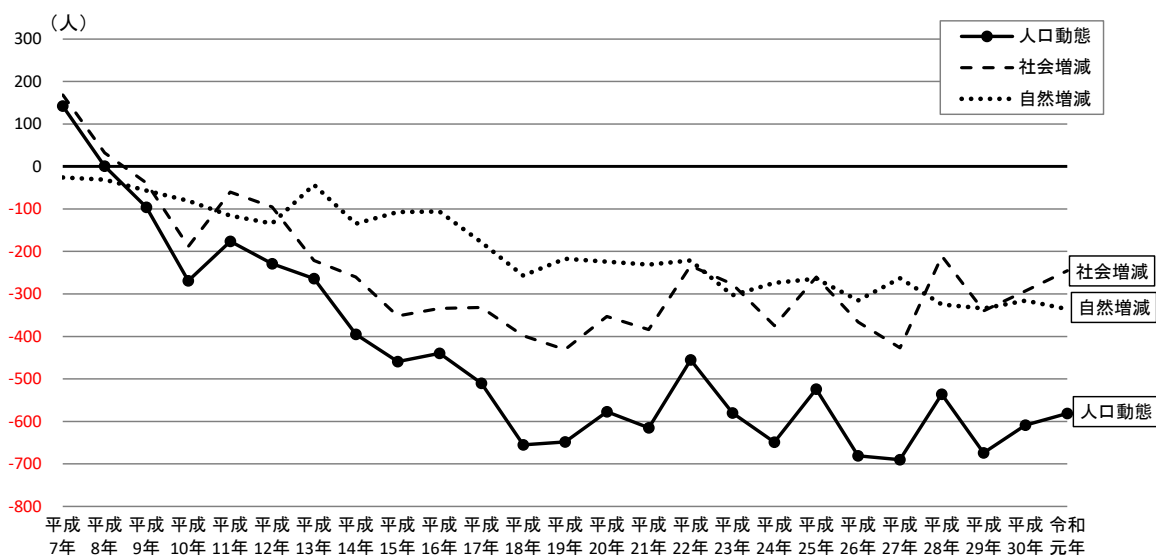
## 年齢3区分別人口の割合の推移



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

## 年齢3区分別人口構成の推移

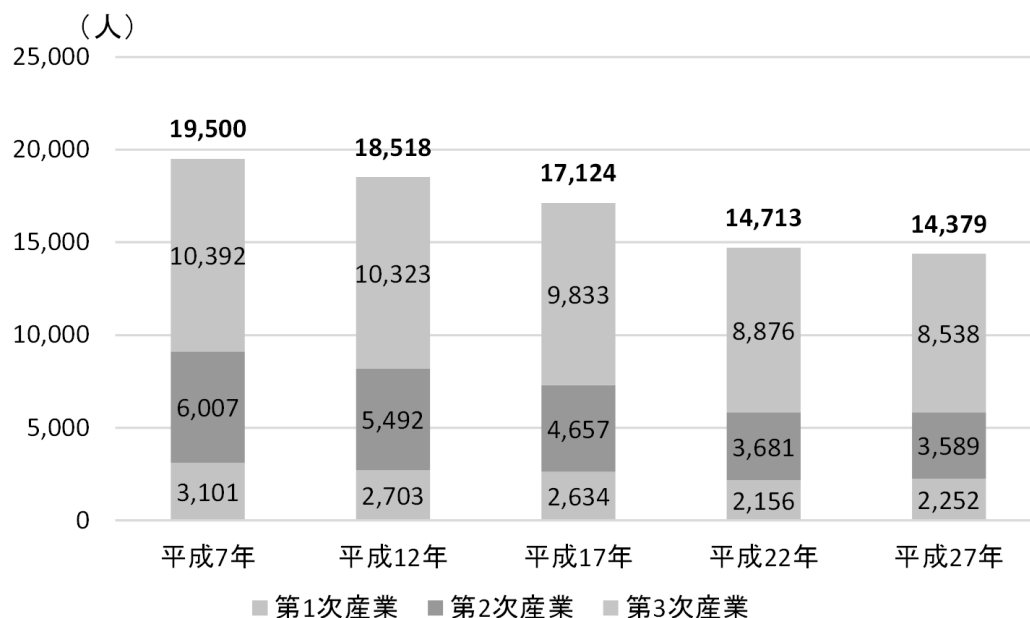
## 総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響



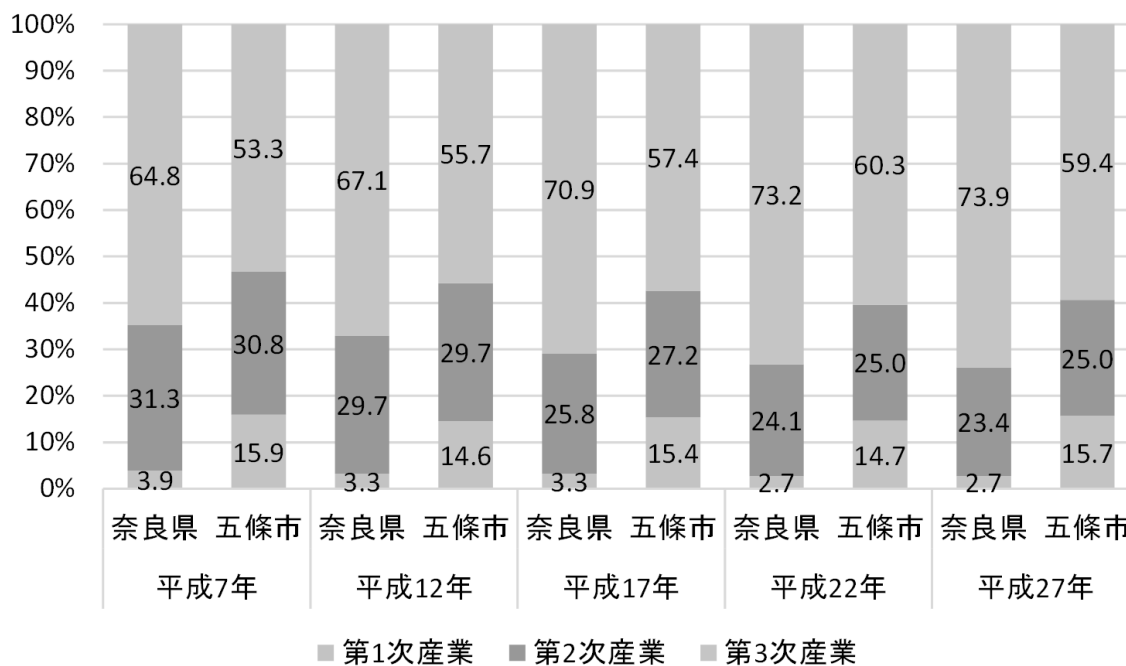
出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」  
自然増減、社会増減別人口動態の推移

## 産業別就業者数の推移

### 市内の就業者数

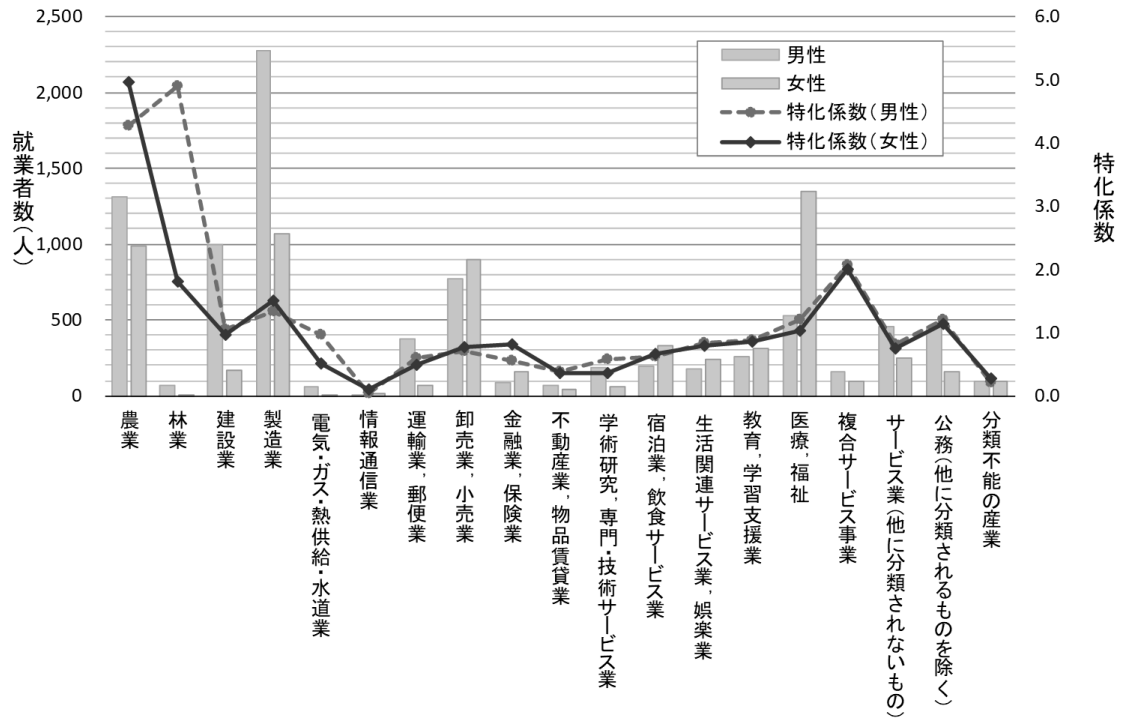


出典：総務省「国勢調査」 産業別就業者数の推移



出典：総務省「国勢調査」 産業別就業者数の割合

## 産業別就業者数



出典：総務省「国勢調査」(平成 27 年) 男女別・産業別就業者数 (従業地)

## 各産業の状況

	(※1) 農家戸数 (戸)	(※2) 年間産出額 (千万円)	(※1) 林家戸数 (戸)	(※3) 製造業 (事務所数)	(※3) 製造品出荷 額等 (百万円)	(※4) 卸売業 小売業 (事務所数)	(※5) 年間 商品販売額 (百万円)
五條市	1,877 (7.3%)	1,017 (23.8%)	606 (7.5%)	77 (4.1%)	92,918 (4.4%)	324 (3.3%)	34,160 (1.7%)
奈良県	25,594 (100.0%)	4,267 (100.0%)	8,062 (100.0%)	1,881 (100.0%)	2,091,690 (100.0%)	9,692 (100.0%)	1,997,167 (100.0%)

(%)は県全体に占める割合を示す。

- 出典： ※1 農林水産省「農林業センサス」(平成 27 年)  
 ※2 農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」(平成 29 年)  
 ※3 経済産業省「工業統計調査」(平成 30 年)  
 ※4 総務省「経済センサス-基礎データ」(平成 28 年)  
 ※5 総務省「経済センサス-基礎データ」(平成 27 年)